

(別添2)

国自旅第264号
平成20年11月28日

社団法人全国乗用自動車連合会
会長 富田昌孝

社団法人全国個人タクシー協会
会長 木村忠義

あて

国土交通省自動車交通局長

本田 勝

一般乗用旅客自動車運送事業における運賃・料金の適正収受に係る
再発防止等について

今般、一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）により、主に深夜の長距離の運送となるタクシー利用者に、サービスの一環又は配車依頼に対する謝礼などの名目により現金・金券類の提供がなされていたことが判明したところである。

かかる行為は、タクシー事業に係る運賃・料金の認可制度を根底から覆す行為にあたるものであり、運賃・料金の割戻しを禁じた道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第10条（運賃又は料金の割戻しの禁止）の規定に抵触する行為である。

また、今回の事案においては、タクシー利用者に対し、現金・金券類の提供ばかりでなく、ビールを始め飲食物等を提供する行為も行われていたことが判明しているが、タクシー利用者に対するサービスの一環などとして行われていたこととはいえ、顧客獲得のための過剰なサービス競争を繰り広げることは、利用者には不公平感を与えるなど、公共交通機関として必ずしも好ましい行為とは言えず、節度をもったサービスを行うことが必要である。

法の規定に基づく運賃・料金の認可等を受けることなく、特定のタクシー利用者に対し金品等を提供する行為は、法令違反であるばかりでなく、国民のタクシー事業に対する信頼を根底から損なうとともに、タクシー事業の健全な発達を阻害する行為でもあり、かかる事態を引き起こしたことはタクシー事業を所管する立場として極めて遺憾である。

国土交通省においては、タクシー利用者に対し現金・金券類を提供したタクシー事

業者に対しては、法第10条の規定に違反するものとして、法第40条の規定に基づき、自動車その他の輸送施設の使用停止等の行政処分を行ったところである。

タクシー事業が健全に発達していくためには、法においてタクシー事業における運賃・料金を認可にかからしめている趣旨を十分に理解されるとともに、タクシー事業を運営していくうえでの原資である運賃・料金が、認可の内容に基づき適切に収受されることが必要である。このため、直接利用者と接触することとなるタクシー運転者のみならず、タクシー事業者自らが日頃から法の趣旨を理解し、法令等を遵守し、適切に事業を運営していくという意識を持つ必要がある。

したがって、貴会におかれては、傘下会員に対し、その旨周知徹底されるとともに、今後かかる行為が繰り返されることのないよう、再発防止策を講じられたい。再発防止策については、貴会においてとりまとめたうえで、平成21年1月30日（金）までに、国土交通省自動車交通局旅客課あて提出されたい。

なお、国土交通省としては、今後も類似の事案が発生し、法令違反が確認された場合には、法令に基づいて厳正に対処していくこととしているとともに、本件については、各地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）に対して別添のとおり通達しているので、併せて了知されたい。

別添

国自旅第264号の2
平成20年11月28日

各地方運輸局長 }
沖縄総合事務局長 } あて

自動車交通局長

一般乗用旅客自動車運送事業における運賃・料金の適正収受に係る
指導監督の強化等について

今般、一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）により、主に深夜の長距離の運送となるタクシー利用者に、サービスの一環又は配車依頼に対する謝礼などの名目により現金・金券類の提供がなされていたことが判明したところである。

かかる行為は、タクシー事業に係る運賃・料金の認可制度を根底から覆す行為にあたるものであり、運賃・料金の割戻しを禁じた道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第10条（運賃又は料金の割戻しの禁止）の規定に抵触する行為である。

また、今回の事案においては、タクシー利用者に対し、現金・金券類の提供ばかりでなく、ビールを始め飲食物等を提供する行為も行われていたことが判明しているが、タクシー利用者に対するサービスの一環などとして行われていたこととはいえ、顧客獲得のための過剰なサービス競争を繰り広げることは、利用者に不公平感を与えるなど、公共交通機関として必ずしも好ましい行為とは言えず、節度をもったサービスを行うことが必要である。

法の規定に基づく運賃・料金の認可等を受けることなく、特定のタクシー利用者に対し金品等を提供する行為は、法令違反であるばかりでなく、国民のタクシー事業に対する信頼を根底から損なうとともに、タクシー事業の健全な発達を阻害する行為でもあり、かかる事態を引き起こしたことはタクシー事業を所管する立場として極めて遺憾である。

本件については、関東運輸局において、タクシー利用者に現金・金券類を提供したタクシー事業者に対しては、法第10条の規定に違反するものとして、法第40条の規定に基づき、自動車その他の輸送施設の使用停止等の行政処分を行うとともに、自動車交通局長より(社)全国乗用自動車連合会会長及び(社)全国個人

タクシー協会会長に対し、別添により、会員事業者等に対し周知徹底するとともに、今後かかる事態を引き起こすことのないよう、再発防止策を講じるべきことを要請したところである。

貴局においても、かかる事態が発生した経緯等に鑑み、管内のタクシー事業者等に対し、本件通達の趣旨を周知徹底されるとともに、許認可手続きや監査等のあらゆる機会を捉え、指導監督を強化されたい。

また、今後、類似の事案が発生し、法令違反が確認された場合には、行政処分を始め、法令に基づいて厳正に対処されたい。